# 資金決済法に基づく情報提供

#### 1. 発行者

港区商店街振興組合連合会(前払式支払手段事業者 関東財務局長 第 00454 号)(以下「区 振連」といいます。)

## 2. 支払可能金額等

入金上限金額は、300,000 円となります。

- ■クレジットカードチャージ
- 1 回最大 49,000 円
- ■セブン銀行 ATM 現金チャージ
- 1 回最大 49,000 円
- ■コンビニ
- ■みなトク PAY マネー残高間の送金

【送金上限】49,000 円/回、10万円/月

【受取上限】49,000円/回、10万円/月

#### 3. 有効期限

- (1) みなトク PAY マネーの最終利用履歴(最後にみなトク PAY を購入(チャージ)した日/付与された日または利用した日のいずれか遅い日)から起算して365日後です。
- (2) 利用者が所定の手続きにより「みなトク PAY アプリ」を退会することができます。
- (3)退会されたアカウントに残高が残っていた場合には、当該残高は失効するものとします。区振連は、失効したみなトク PAY マネー残高に相当する金額の返金を行わないものとします。

#### 4. お問い合わせ先

みなトク PAY ご利用者様向けコールセンター 0120-19-3710 (平日/土日/休祭日含む 9: 00 ~ 18:00 (年末年始を除く))

- 5. 使用することができる施設又は場所 みなトク PAY マネーのステッカーが掲示されている加盟店でお使いいただけます。
- 6. 利用上の注意
  - ・ みなトク PAY 利用規約をよくお読みいただき、規約に従ってご利用ください。
  - ・ 原則払い戻しはできません。

### 7. 利用規約

みなトク PAY 利用規約はこちらからご確認いただけます。

## 8. 残高の確認方法

利用明細等の確認

- (1)利用者はみなトク PAY マネーのご利用明細、利用可能残高等の情報を、スマートフォンのアプリケーションの残高画面 で確認できます。
- (2)上記(1)の定めに係わらず、利用者が「みなトク PAY アプリ」を退会した場合、みなトク PAY マネーの利用可能残高および利用明細等は確認できなくなります。

## 利用者保護措置

【利用者資金の保全方法】

1. 資金決済法 14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

2. 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全 された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

- 3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別 区振連の利用者資金の保全方法は次のとおりです。
  - ・金銭による供託

【無権限取引\*により発生した損失の補償等の対応方針】

- \*利用者又は連携先利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。
- 4. 連携サービス(他の事業者の提供するサービスと連携するサービスをいう。)を提供する場合にあっての補償についてみなトク PAY マネー残高の連携先の利用者(連携するクレジットカードの保有者をいい、以下「連携先利用者」といいます。)に生じた損失については、原則として、区振連が問い合わせ窓口となり、補償を実施するものとします。

5. 補償の対象とならない場合

以下に記載する事由によって生じた損害については、補償サービスの補償対象にはなりません。

- (1)連携先利用者の故意または重大な過失に起因する場合
- (2)連携先利用者の家族、同居人、留守番その他連携先利用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、利用者の関係者が自ら行った、または加担した不正利用に起因する場合
- (3)連携先利用者がカードの停止措置など不正利用の拡大を防止する為の必要な措置を講じず、または区振連に対する必要な連絡を行わなかった場合
- (4)紛失、盗難その他不正利用にかかる連携先利用者の申し出が虚偽の場合
- (5)連携先利用者のクレジットカード等の利用・管理について、管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合
- (6)不正利用に関して連携先利用者が不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力またはその疑いがある場合
- (7)連携先利用者が区振連の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
- (8)戦争、地震など著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難が生じた場合
- (9)その他、区振連が不適当と判断する場合
- 6. 損害発生の場合の手続 連携先利用者は、カードの停止措置など不正利用の拡大を防止 する為の必要な措置を講じ、かつ上記4の問い合わせ先にその旨を連絡し、手続を行う ものとします。連携先利用者がこれらの手続を怠ったことに起因する連携先利用者の 損害に関しては、区振連は責任を負いません。
- 7. 不正取引の公表基準 区振連は、上記の不正使用が発生した場合について、不正使用の 内容を踏まえ、被害の拡大を防止するために必 要があると判断したとき、同様の事案 の発生を防止するために有効であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情にお いて社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたしま す。利用者へのみなトク PAY マネー残高の補償内容につきましては、みなトク PAY 利 用規約第7条をご確認ください。